

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の三）</p> <p>第二章 編制（第三条 第六条）</p> <p>第三章 施設及び設備（第七条 第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 編制</p> <p>（一学級の幼児数）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（学級の編制）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（教職員）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の三）</p> <p>第二章 編制（第三条 第六条）</p> <p>第三章 施設及び設備（第七条 第十二条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 編制</p> <p>（一学級の幼児数）</p> <p>第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。</p> <p>（学級の編制）</p> <p>第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。</p> <p>（教職員）</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、前項の教諭は、専任の教頭が兼ね、又は当</p>

3 (略)

4 (略)

(削る)

(削る)

該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつてこれに代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く教諭、助教諭又は講師のほか、教頭、教諭、助教諭又は講師一人を置くことを原則とする。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

5 第一項の規定にかかわらず、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により学校教育法第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合は、幼稚園の各学級に置く専任の教諭(第二項の規定により専任の教頭が兼ね、又は専任の助教諭若しくは講師をもつて代える場合の当該専任の教頭、助教諭又は講師を含む。)は、当該学級の幼児と、当該幼児と学年の初めの日の前日において原則として同じ年齢にある当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

6 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合には、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは、「一学級の幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)」と、第十条中「幼児数」とあるのは、「幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(施設及び設備等)

第八条 (略)

(施設及び設備等)

第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第十条 (略)

第四章 雑則

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

一 当該幼稚園と幼保連携施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前教育等推進法」という。)(第三条第二項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。))を構成する保育所等(就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。))において、

(新設)

満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合には、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則

1 (略)
2 (略)

附 則

1 (略)
2 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる

3 第十三条第一項の規定により幼稚園の幼児と保育所等に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合においては、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

4 就学前教育等推進法第三条第一項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。附則第六項において同じ。）（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園（次項において「特例幼保連携幼稚園」という。）に関するこの省令の適用については、当分の間、次の表の上欄の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	教諭	教諭（特例助教諭（保育士の資格を有する助教諭をいい、当該幼稚園の設置又は移転の後に新たに採用されたものを除く。次項において同じ。）を含む。次項において同じ。）
第五条第二項	助教諭	助教諭（特例助教諭を除く。）
第八条第一項	幼児の待避上必要な施設を備えるもの	児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十二条第八号口から子までに掲げる要件に

3 第五条第五項の規定により幼稚園の幼児と保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。以下同じ。）に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所と保育室を共用する場合には、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

4 幼稚園は、幼稚園及び保育所に係る施設の総合化の推進に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、幼児の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、当該研究を行う期間に限り、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令の規定によらないことができる。

	該当するもの
第二階	第二階以上の階

5 特例幼保連携幼稚園については、当該特例幼保連携幼稚園が構成する幼保連携施設において保育する満三歳以上の子どもの保育の用に供する当該幼保連携施設の施設が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当分の間、この省令の規定中当該各号に定める規定を適用しないことができる。

一 保育室又は遊戯室の面積が当該子ども一人につき一・九八平方メートル以上である場合 園舎の面積に関する規定

二 屋外遊戯場及び運動場の面積が当該子ども一人につき三・三平方メートル以上である場合 運動場の面積に関する規定

6 前二項の規定は、就学前教育等推進法第三条第一項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園について準用する。この場合において、附則第四項の表第五条第一項の項中、「当該幼稚園の」とあるのは、「当該幼稚園と幼保連携施設を構成する保育所の」と読み替えるものとする。

第十三条第二項による幼稚園設置基準の読替表

(傍線部は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(一学級の幼児数)</p> <p>第三条 一学級の幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)は、三十五人以下を原則とする。</p> <p>(教職員)</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等又は保育所等の保育士等と兼ねることができる。</p> <p>第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならぬ。</p> <p>2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p>	<p>(一学級の幼児数)</p> <p>第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。</p> <p>(教職員)</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p> <p>第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。</p> <p>2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p>

附則第4項による幼稚園設置基準の読替表

読 替 後	読 替 前
<p>(教職員)</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭(特例助教諭(保育士の資格を有する助教諭をいい、当該幼稚園の設置又は移転の後に新たに採用されたものを除く。次項において同じ。))を含む。次項において同じ。))一人を置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、前項の教諭は、専任の教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭(特例助教諭を除く。))若しくは講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(施設及び設備等)</p> <p>第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十二条第八号口からチまでに掲げる要件に該当するものにあつては、これらの施設を第二階以上の階に置くことができる。</p>	<p>(教職員)</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、前項の教諭は、専任の教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く教諭、助教諭又は講師のほか、教頭、教諭、助教諭又は講師一人を置くことを原則とする。</p> <p>4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p> <p>(施設及び設備等)</p> <p>第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。</p>

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

附則第6項による幼稚園設置基準の読替表

読 替 後	読 替 前
<p>(教職員)</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭(特例助教諭(保育士の資格を有する助教諭をいい、当該幼稚園と幼保連携施設を構成する保育所の設置又は移転の後に新たに採用されたものを除く。次項において同じ。))を含む。次項において同じ。)一人を置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、前項の教諭は、専任の教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭(特例助教諭を除く。)若しくは講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(施設及び設備等)</p> <p>第八条 (略)</p>	<p>(教職員)</p> <p>第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、前項の教諭は、専任の教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(施設及び設備等)</p> <p>第八条 (略)</p>